

部活動の指導について

滋賀県教育委員会

平成 30 年(2018 年)7 月

目 次

はじめに	1
------	---

第1部 部活動のあり方についての方針

1 部活動の意義	2
2 適切な運営のための体制整備	3
3 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	4
4 地域との連携等	4
5 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等の見直し	4

第2部 部活動の運営と管理

第1章 部活動の運営

1 部の設置	5
2 顧問の役割	6
3 目標の設定	6
4 効果的な活動メニュー	6
5 活動時間・休養日	7
6 校外活動（合宿・遠征等学校を離れての活動）	7
7 部費等	8
8 保護者および地域との連携	8
9 部活動指導員や外部指導者の活用	9
10 適切な運営	10
11 体罰の防止	13

第2章 部活動の管理

1 生徒の健康管理	16
2 生徒への安全指導	16
3 活動の管理および指導	16
4 下校指導と施設・用具の管理	17
5 緊急時の対応	17
6 部活動を支える体制づくり	17
7 事故防止	18

資 料

1 緊急体制	20
2 法的責任・義務	21
3 熱中症予防	22
4 落雷の予兆	24
5 通知文等	25
6 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン	
7 運動部活動での指導のガイドライン	

はじめに

本県では「運動部活動の指導について（平成 14 年 1 月策定）」において、部活動を通して生徒の自主性の育成や個性の伸長を図る中で、安全を確保するために必要な事項や保護者への説明責任などについて、適切な部活動のあり方を示してきたところです。

こうした中、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したことを受け、本県として改めて文化部活動も併せた部活動の適切なあり方を示すため、「部活動の指導について」として改訂しました。

部活動の指導に関わる皆様が、この「部活動の指導について」を十分にご活用いただき、本県の部活動が各学校において、さらに充実したものになることを期待しています。

平成 30 年（2018 年） 7 月

滋賀県教育委員会 教育長 青 木 洋

第1部 部活動のあり方についての方針

スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」の1の（1）のアに則り、「部活動のあり方についての方針」（以下、「本方針」という。）を県の方針として策定する。

本方針は中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技・部門・種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

なお、高等学校の部活動についても、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しつつ、本方針を原則として適用する。

1 部活動の意義

部活動とは、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導のもと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。

部活動の位置付けについては、学習指導要領において、次のように記述されている。

中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省）第1章総則 第5の1のウ

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、教育課程の編成および実施に当たっては、

生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

と記述されている。これらを踏まえた上で、部活動の指導を適切に行う必要がある。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 中学校を所管する市町教育委員会（以下、「教育委員会」とする。）は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、「学校に係る部活動の方針」を策定する。策定に当たっては、休養日および活動時間を設定し明記する。
- イ 校長は、教育委員会の「学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。策定に当たっては、休養日および活動時間を設定し明記する。
- ウ 休養日および活動時間の設定に当たっては、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように配慮する。
- エ 校長は、活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うよう努める。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 県教育委員会および教育委員会は、顧問等を対象とする指導に係る知識および実技の質の向上ならびに適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- イ 教育委員会は、部活動指導員の任用・配置にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務を遵守すること等に関し、研修を行う。
※ 県立中学校における上記の研修については、県教育委員会が実施する。
- ウ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員や外部指導者の配置を進める。
- エ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- オ 校長は、顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員や外部指導者の配置状況を勘案した上で行う。
- カ 校長は、活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- ア 校長は、レクリエーション志向で行う活動、季節ごとに異なるスポーツを行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置について考慮する。
- イ 教育委員会は、単一の学校で特定の部活動を設けることができない場合には、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

4 地域との連携等

- ア 教育委員会および校長は、学校や地域の実態に応じて、地域団体との連携に努め、保護者の理解と協力、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、環境整備を進める。
- イ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや文化、科学等に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

5 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等の見直し

- ア 滋賀県中学校体育連盟および教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・試合・コンクール等（以下、「大会等」とする。）の全体像を把握し、週末等に開催されるさまざまな大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を定めるよう努める。
- イ 校長は、上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するよう努める。

第2部 部活動の運営と管理

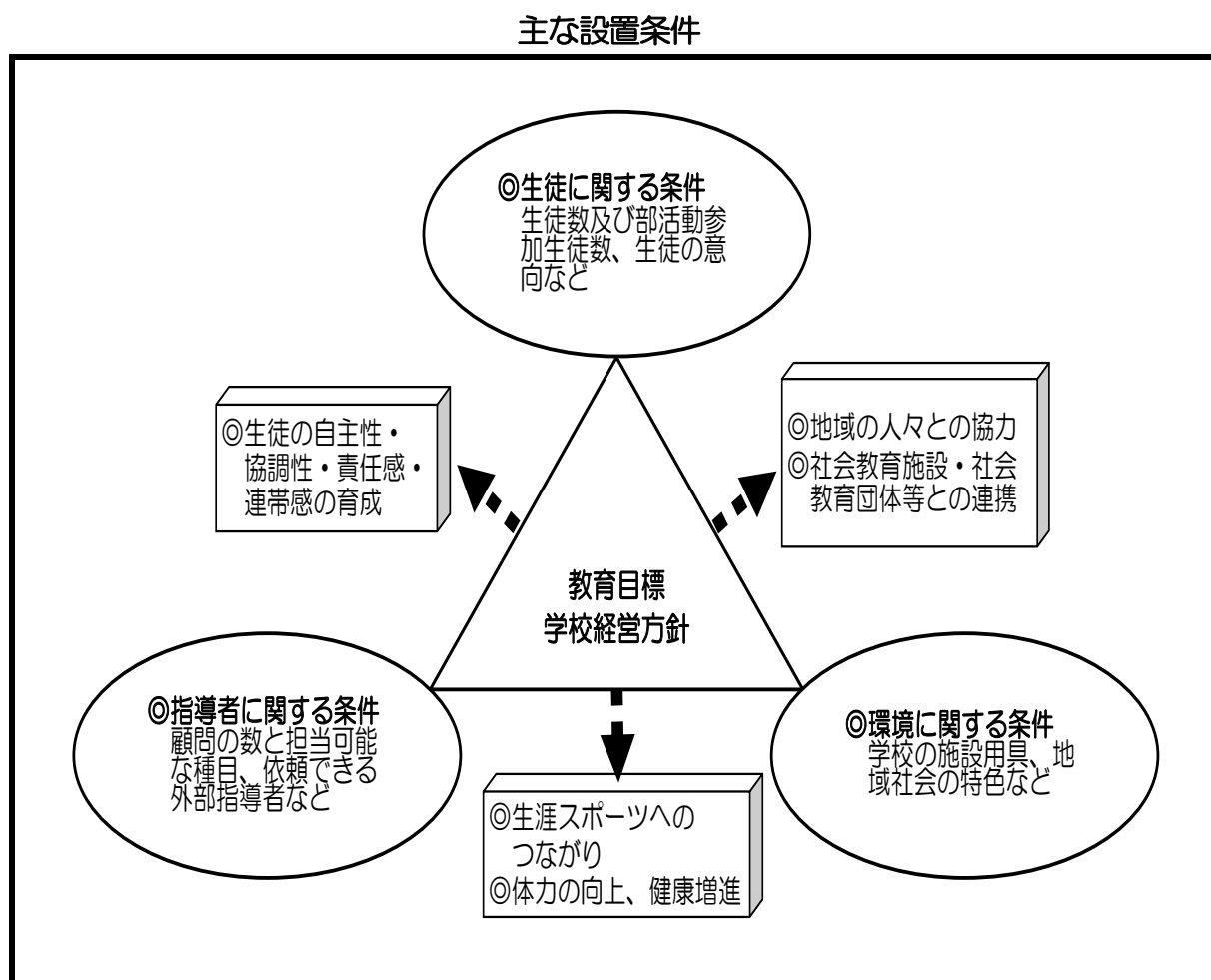
部活動は、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間性の形成を図る上で、極めて重要な教育活動であり、生涯にわたってスポーツや文化、科学等との豊かな関わり方を学ぶ活動としても重要です。

学校は、教育目標の具現化を図る視点で部活動の運営と管理を明確にしていくことが大切です。

第1章 部活動の運営

1 部の設置

部活動は、学校経営方針等にもとづき、学校運営上必要があると認められる場合に設置されるものです。また、部活動を設置するにあたっては、下記の生徒に関する条件、指導者に関する条件や環境に関する条件などを考慮することが大切です。



2 顧問の役割

部活動は、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、部活動での指導の充実のためには、顧問の役割が重要です。

顧問の役割

▶ 年間および月間活動等の計画の作成 ▶ 施設・用具の管理と指導 ▶ 部予算の確保と管理 ▶ 部員名簿の作成 ▶ 実技指導・技術指導 ▶ 部活動日誌等の活用と整理 ▶ 大会等への引率 ▶ 部活動指導員や外部指導者との連携	▶ 広報活動（部活動通信等） ▶ 部会（ミーティング）の開催・運営 ▶ 顧問会議への出席 ▶ 部員の事故防止と安全指導・健康管理 ▶ 保健室や病院との連携 ▶ 保護者・地域団体との連携 ▶ 中体連等との調整
--	---

3 目標の設定

生徒一人ひとりのよさが生きる目標づくりが大切です。

☆ 学校教育目標や活動方針を十分に理解し、生徒の体力、技能、意欲、目的を把握し、生徒とともに設定すること。

☆ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組めるよう設定すること。

※ 目標には部目標、年間目標、月間目標、（大会等までの）短期目標などがある。

4 効果的な活動メニュー

目標達成のための計画づくり、計画を十分に把握した効果的な活動メニューづくりが大切です。

☆ 目標や課題を意識し、施設や用具、活動時間等を考慮しながら効率的・効果的な活動計画を作成すること。

☆ 生徒の体力や技能に応じ、過重負担にならないよう考慮し、生徒の家庭学習時間、ゆとりある生活時間の確保に努めること。

☆ 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること。

☆ 効果を得るために休養を適切に取る必要があること。また、過度の活動が障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことが大切である。そのためには、生徒とコミュニ

- ケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導に努めること。
- ☆ 専門的知見を有する教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。
- ※ PDCAサイクルにより、活動を点検する。

5 活動時間・休養日

部活動には、効率的な活動時間と日常生活にゆとりを与えるための休養日の設定が必要です。部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とします。

☆ 活動時間の設定

- ・ 中学校においては、平日は概ね2時間以内、土曜日・日曜日（以下、「週休日」とする。）および学校の休業日は概ね3時間以内とする。
- ・ 高等学校においては、平日は概ね3時間以内、週休日および学校の休業日は概ね4時間以内とする。

☆ 休養日の設定

- ・ 中学校においては、週2日（平日1日と週休日1日）以上を休養日とする。
- ・ 高等学校においては、週1日以上。それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。

※ なお、大会等の日程の関係で、予定をしていた休養日に活動をする場合は、その前後2週間の内に休養日を設定する。

☆ 朝練習は原則行わない。

☆ 高等学校においては、部活動の競技・部門・種目等の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合、その取扱いはいずれの学校で判断するものとする。

6 校外活動（合宿・遠征等学校を離れての活動）

顧問は、校外活動においては怪我や事故の防止に努め、行き先・宿泊先および連絡方法等を学校や保護者に事前に知らせ、無理のない計画を立てることが必要です。

☆ 期日等は学校の年間行事等を踏まえた上で設定すること。また、事前に活動内容や活動時間等を計画し、過重な内容は避けること。

☆ 健康管理（休養時間の確保）や食中毒防止に配慮するとともに、緊急事態に備え、学校、保護者、救急病院等への連絡手順・方法を確認すること。

- ☆ 校長に許可を得た上で、校外行事届けを教育委員会に提出すること。また、帰校時には、校長等に報告をすること。
- ☆ 引率は、教員または部活動指導員が行うこと。その際、安全確保に努め、徒歩、自転車、公共交通機関を利用すること。
- ☆ 緊急時等やむを得ない場合を除いて、顧問の私有車に生徒を同乗させないこと。
- ☆ 生徒を引率する際の交通手段として、マイクロバスを利用する場合については、旅客運送の許可を得ていないバス（いわゆる白ナンバーバス）を利用しないこと。

7 部費等

生徒会予算以外で物品を購入するためや、合宿や大会等の活動費として徴収する部費等については、「学校徴収金の取り扱いに関するガイドライン（平成 23 年 2 月 18 日付け滋教委教総第 150 号通知）」に沿って、適切な会計処理をすることが必要です。計画的に収支を執行するとともに、保護者の信頼を損なうことのないよう、明確かつ適正な管理が必要です。

- ☆ 徴収金額を決定するにあたっては、前年度の実績や活動計画等をふまえ、徴収金額を見直す等の工夫を常に行い、保護者等に過度な負担をかけないようにすること。
- ☆ 部費等を徴収する場合は、領収書等を発行するなど入金状況が明確になるようにすること。また、徴収した部費等は金融機関に預けて保管すること。
- ☆ 部費等に係る出納簿を作成し、日ごろから会計の処理内容を明確にするとともに、領収書など関係証書類等の整理を行っておくこと。
- ☆ 少なくとも年 1 回は保護者に対して監査を伴う会計報告を行うこと。また、その際は管理職の承認を得ること。

8 保護者および地域との連携

保護者との連携は、生徒の健康状態や生活状況を把握し、部活動を円滑に行う上で大切です。また、地域においても、部活動への理解や協力が必要です。地域からの支援は生徒の励みになり、部の活性化につながります。

- ☆ 保護者への活動計画・報告や行事等の連絡を適宜行うこと。
- ☆ 地域の行事等へ参加するなど、地域との連携を図ること。
- ※ 連携を図る方法は、部だよりの発行、部参観の実施、保護者会の開催、地域との交流（ボランティアとして地域活動に参加する）等があげられる。

9 部活動指導員や外部指導者の活用

円滑に部活動を実施できるよう、必要に応じて部活動指導員や外部指導者に協力を求めることも考えられます。部活動指導員や外部指導者は、資格^{注1}や一定の指導実績を有する、または相当の指導力を有すると認められ、教育方針や目標、活動内容等への理解が得られる者であり、その活用に当たっては教職員が共通理解を図っておく必要があります。

^{注1} スポーツにおいては、公益財団法人日本スポーツ協会や競技団体等が認定するスポーツ指導者資格のこと

(1) 部活動指導員を配置する場合

☆ 学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会等の引率等を行う学校の職員として、校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。

（運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインより）

(2) 外部指導者を配置する場合

☆ 外部指導者を配置する場合は、顧問の監督下で指導にあたらせること。

☆ 外部指導者に任せきりにするのではなく、活動内容等について顧問と連携を密にすること。

学校と部活動指導員や外部指導者との確認事項（参考例）

○配置・活用に関して

- ▶ 顧問教員と部活動指導員や外部指導者との役割分担
- ▶ 学校の教育方針、部活動の運営方針、目標の設定、活動計画
- ▶ 部活動指導員や外部指導者に指導を依頼する目的および具体的な指導内容
- ▶ 指導の依頼期間
- ▶ 謝金、交通費の有無およびその支給の条件

○部活動指導に関して

- ▶ 学校の教育方針や部活動の運営方針に沿って指導を行うこと。
- ▶ 生徒に過度な負担を強いるなど不適切な指導は行わないこと。
- ▶ 従事中に知り得た学校、教職員、生徒、保護者等に関する情報を、外部に漏らさないこと。また、部活動指導員や外部指導者を辞めた後も同様とする。
- ▶ 体罰、暴言等、生徒の人権を害する言動等を行わないこと。
- ▶ その他、学校、生徒、保護者の信頼を損ねる言動をとらないこと。

10 適切な運営

生徒が積極的かつ継続的に部活動へ参加するためには、計画、実践、評価のすべてに公正・公平な判断が必要であり、生徒の自主的・主体的な行動を促せるよう一人一役、役割分担等にも配慮し、生徒一人ひとりが意欲的に取り組めるような運営が大切です。

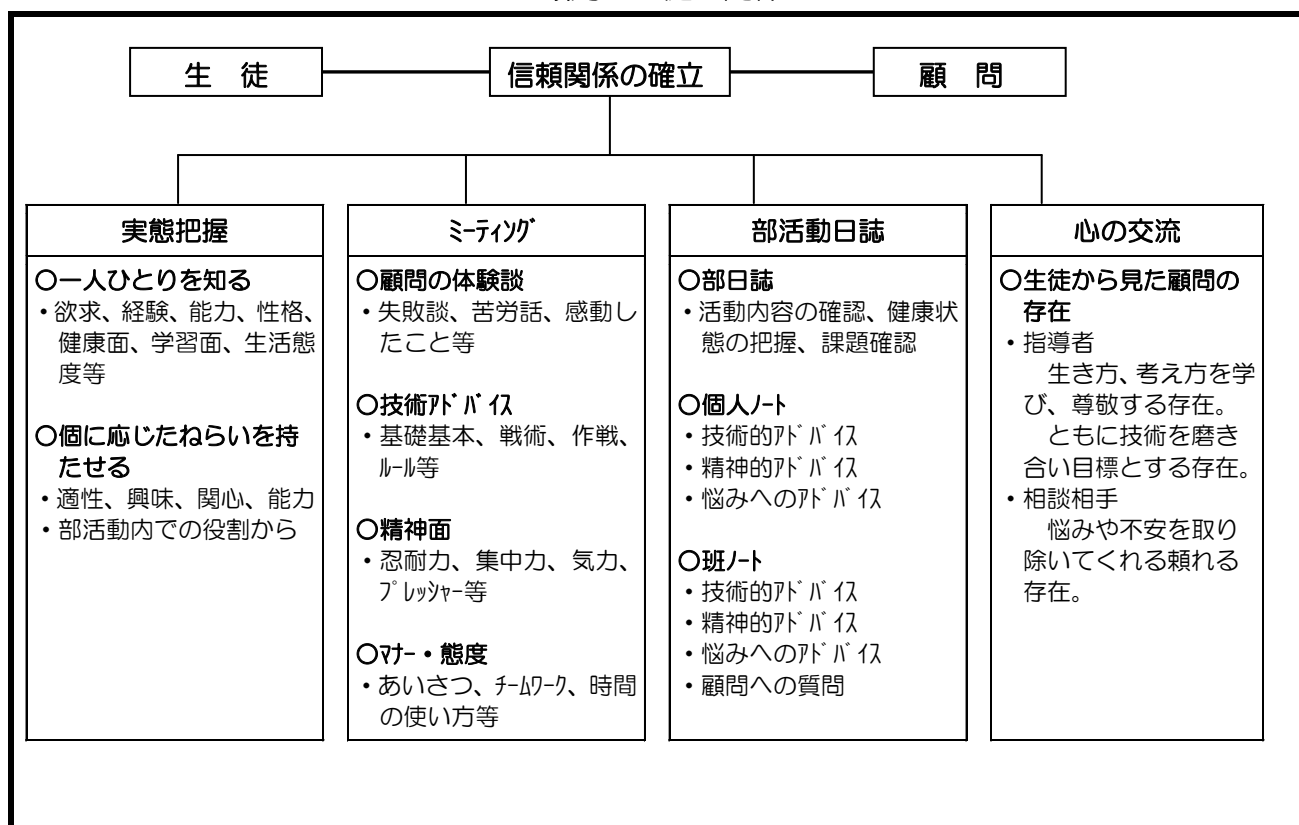
(1) 好ましい人間関係の育成

顧問と生徒、あるいは生徒相互の好ましい人間関係を育成することは、部活動を運営する上で大変重要です。

ア 顧問と生徒とのかかわり

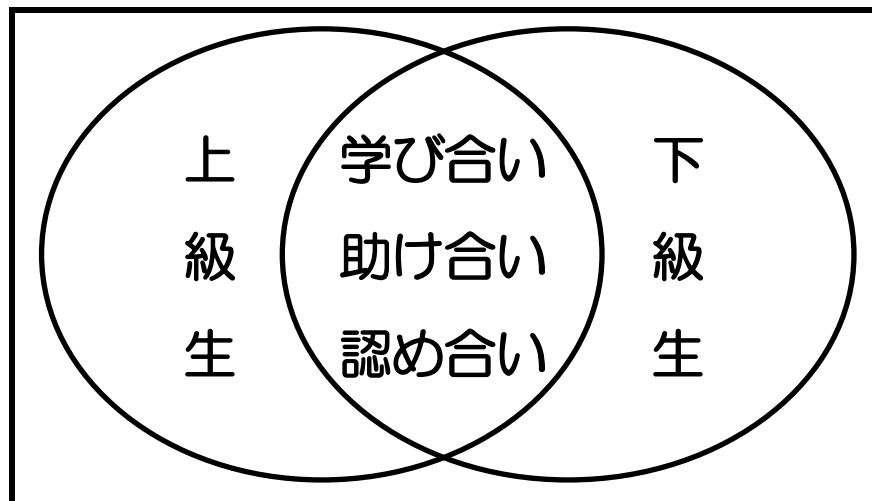
部活動における顧問の指導は、生徒の取組に大きく影響し、その成果を左右するものです。指導にあたっては、次の図のように様々な機会をとらえてきめ細かに関わり合っていきましょう。

顧問と生徒の関係



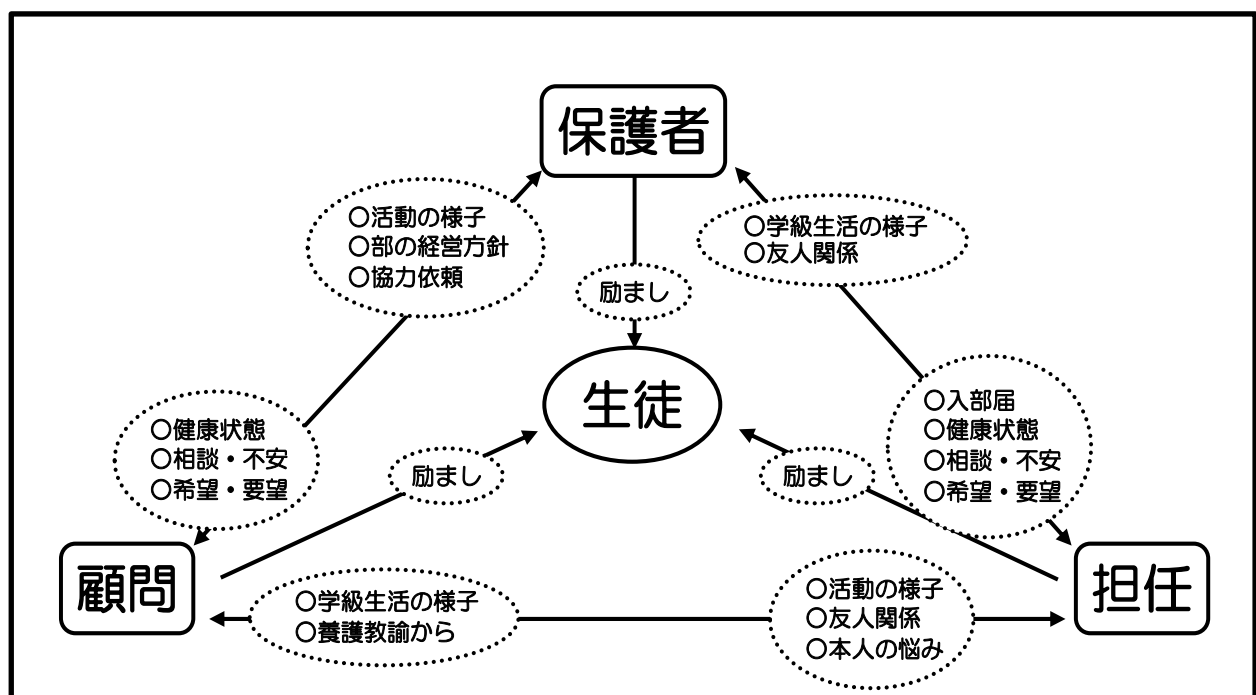
イ 生徒同士のかかわり

- (ア) 率先して垂範する上級生
- (イ) 上級生から学ぶ下級生
- (ウ) 一人一役などで役割分担
- (エ) 意見交換や競い合いの中で学び合う
- (オ) 悩んだときに助け合う
- (カ) よいところを認め合う



ウ 取り巻く環境とのかかわり

部活動に関わる諸問題を解決する場合、生徒を取り巻く環境に働きかけていくことが大切です。

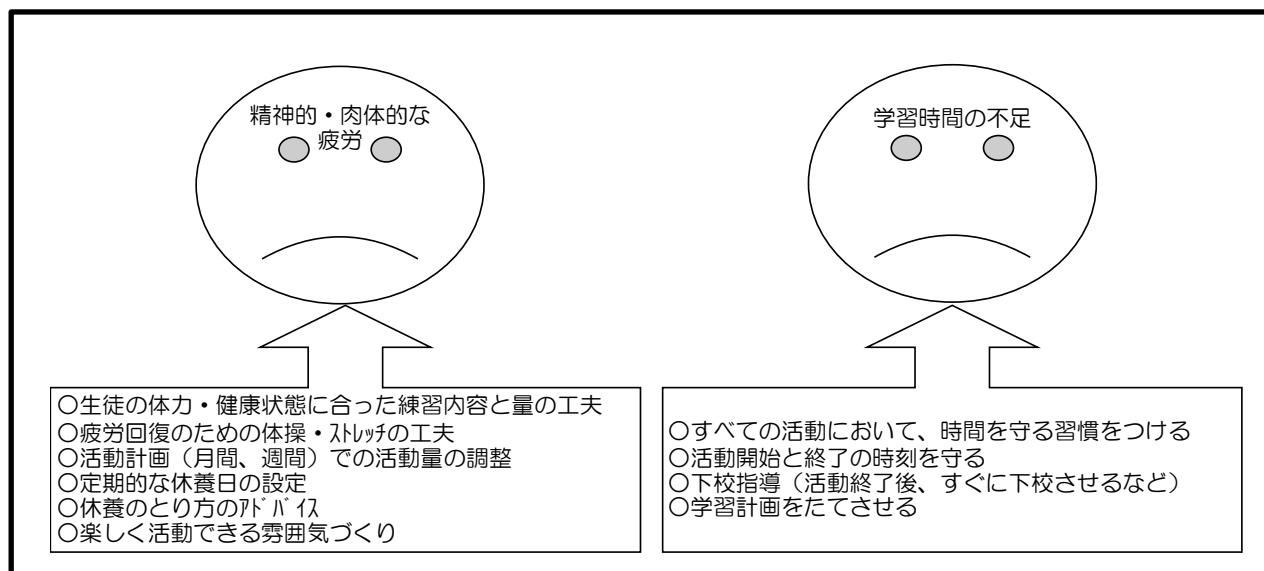


(2) 部活動と学習の両立

ア 両立のための対応

部活動と学習の両立について多くの生徒が悩み、その解決に向けて努力しています。両立のために、生徒の実態を踏まえた上で活動を計画し、短時間で効果が期待できる方法を工夫するなど、学習時間の確保に努めることが大切です。

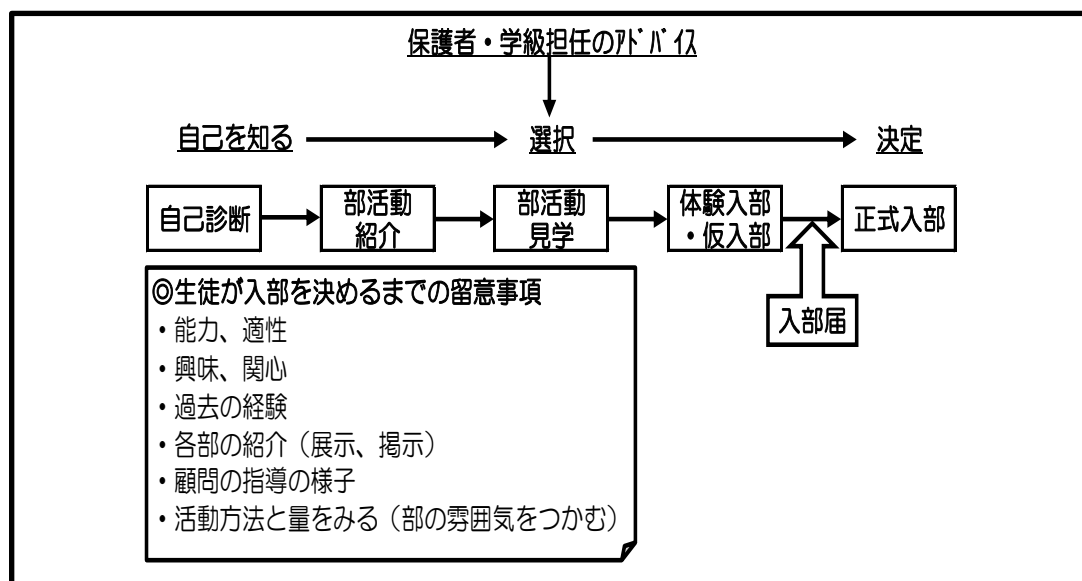
顧問・保護者の対応例



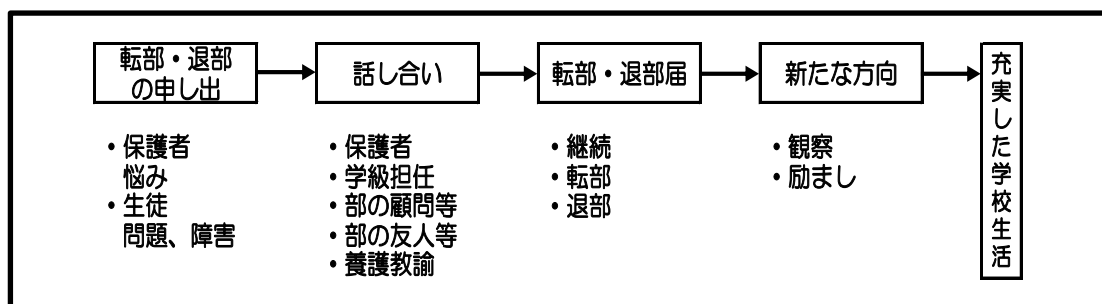
イ 入部と転・退部への対応

入部や転・退部についても、生徒側に立った視点で適切に対応することが大切です。

入部手続きの流れ



転・退部手続きの流れ



11 体罰の防止

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であり、教職員が自らの指導力を否定するものであるだけでなく、体罰を受けた生徒の心に深い傷を残し、社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されるものではありません。

☆ 「懲戒」として「体罰」を行うことは、法律で明確に禁止されている。

☆ 生徒に非違行為がない部活動でのプレーミスなどは、そもそも「懲戒」の対象ではない。このような部活動の指導中に行われる有形力（目に見える物理的な力）の行使は、「暴行・傷害」行為となる。

○学校教育法

（児童・生徒等の懲戒）

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

☆ 学校教育の一環として行われる活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されている。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されるものではない。体罰等は直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

☆ 校長、顧問その他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取組を行うこと。

☆ 学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識を持つことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を得ること。

体罰を未然に防ぎ、生徒との信頼関係を築くために、折にふれてセルフチェックシートを活用し、一つでも当てはまるようであれば、自分自身の人権感覚や指導方法について、改善するよう振り返る契機としてください。

セルフチェックシート

No	設 問	ある	ない
01	大会や試合、コンクールで良い成績を残したい。そのためには厳しい指導も当然であり、生徒もそれを受け入れるべきだと思っていませんか。		
02	顧問の役割は、部員により高い競技力や技能を身に付けさせることであり、これ以外に部員に求めるものはないと考えていませんか。		
03	自分自身の競技力（技能）や指導力に自信をもち、他の顧問や保護者の意見を聞く必要がないと考えていませんか。		
04	部活動の指導では、「こんなこともできないのか。」「できないなら、やめてしまえ。」など、言葉遣いがきつくなることはやむを得ないと考えていませんか。		
05	大会や試合、コンクールで良い結果が残せなかった。指導者として、その結果を受け入れることができず、生徒のミスや欠点ばかりが目につき、生徒を叱っていることはありませんか。		

＜参考＞

ア 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導ではあるが体罰ではない例

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。
- ・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日ごろの練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。
- ・ 生徒が顧問の指導に反抗して顧問の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえつけて制止させる。

(運動部活動での指導のガイドライン 平成25年5月 文部科学省 より)

イ 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ※ 長時間にわたって無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ※ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ※ 相手の生徒が受け身ができないように投げたり、参ったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ※ 防具で守られていない身体特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

(運動部活動での指導のガイドライン 平成25年5月 文部科学省 より)

第2章 部活動の管理

部活動には、怪我や事故などの危険因子が含まれていることから、顧問は、生徒の生命・身体の安全を確保する指導・監督を行うことが必要です。

怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体のシステムづくりや、万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡体制の確立など、計画段階から十分に安全対策を講じておくことが重要です。

1 生徒の健康管理

生徒の心身の健康を把握することは、安全な部活動の実施や突然の事態に対処するためにも必要です。

☆ 家庭（保護者）、学級担任、養護教諭等との情報交換を行うなど、連携を密にすること。

※ 健康診断の結果を把握し、個々の健康管理と安全の確保に努める。

※ 身体状況等は個人情報であり、その取扱は十分に注意する。

2 生徒への安全指導

顧問は、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を守れる態度や能力を養うとともに、望ましい人間関係の育成に留意することが重要です。

☆ 生徒に自分の技能段階を理解させ、技能に応じた活動を行わせること。

☆ 生徒自らが危険を回避できるよう、安全に関する知識や技能を身に付けさせること。

☆ 競技・部門・種目の特性に応じて施設・設備や用具の点検を行うこと。

※ 身体接触をともなう競技で、技能において明らかに差がある生徒と一緒に活動を行う場合は、安全を確保する工夫や配慮が必要です。

3 活動の管理および指導

顧問は、生徒の実態に応じて計画した活動内容等により、生徒の活動場所で指導を行わなければなりません。また、不在となる場合は、他の教員に代わりを依頼する、あるいは活動を取りやめる必要があります。

生徒だけで部活動が行われることがないよう、日頃から指導・管理を徹底することも必要です。

4 下校指導と施設・用具の管理

顧問は、部活動を終えた生徒に対して適切に下校指導を行うとともに、日頃から活動場所や施設等の管理を適切に行う必要があります。

- ☆ 日没時刻や通学路の交通事情等を考慮した上で活動時間を設定すること。
- ☆ 下校時刻が予定よりも遅くなる場合は、保護者への連絡を徹底させるなど、家庭との連携を密にすること。
- ☆ 活動前後において、活動場所の整備や用具の管理とともに、施設の火気、戸締まり、消灯の点検を行うこと。
 - ※ 他の顧問に指導を依頼した場合、下校指導と施設・用具の管理についても併せて依頼する。
 - ※ 施設や部室等の鍵は、顧問が適切な保管場所において管理する。

5 緊急時の対応

生徒の怪我や事故に対し、迅速かつ適切な治療へとつなげるためには、顧問間の連携だけでなく、生徒自らが適切に対応できるよう指導することが必要です。

- ☆ 生徒が怪我や事故の発見者となる場合を想定し、図式化するなど、わかりやすい連絡体制等を作成しておくこと。
- ☆ 在宅中の生徒に対して緊急に連絡を行う場合を想定し、部員名簿を兼ねた連絡網を作成しておくこと。
 - ※ 連絡体制や連絡網は個人情報であり、その取扱は十分に注意する。

6 部活動を支える体制づくり

生徒が生き生きと充実した部活動を行うためには、顧問の資質の向上と安心して指導できる体制づくりが大切です。

- ☆ 教育委員会や競技団体が主催する研修会等に積極的に参加すること。
- ☆ 顧問会議や研修会等の内容を充実させること。
- ☆ 顧問間の連携が図れる体制をつくること。
- ☆ 保護者等にも理解を求め、協力を得ること。
 - ※ 事故防止・救急法・トレーニング指導法等の研修を実施する。
 - ※ 生徒に関する情報交換に努め、顧問間の連携を深める。
 - ※ 部活動計画表（活動場所・時間・担当顧問）を作成する。
 - ※ 学校の部活動方針の説明、日常活動での最終下校時刻の連絡などを行う。

7 事故防止

学校の教育活動を安全かつ効果的に行うために、顧問に対して安全指導と安全管理の両面から注意義務が求められます。

部活動の指導にあたっては、安全を最優先し、事故防止には万全を期さなければなりません。

また、生徒自身が危険を予見し、回避する能力と態度を身に付けるよう指導することも大切です。

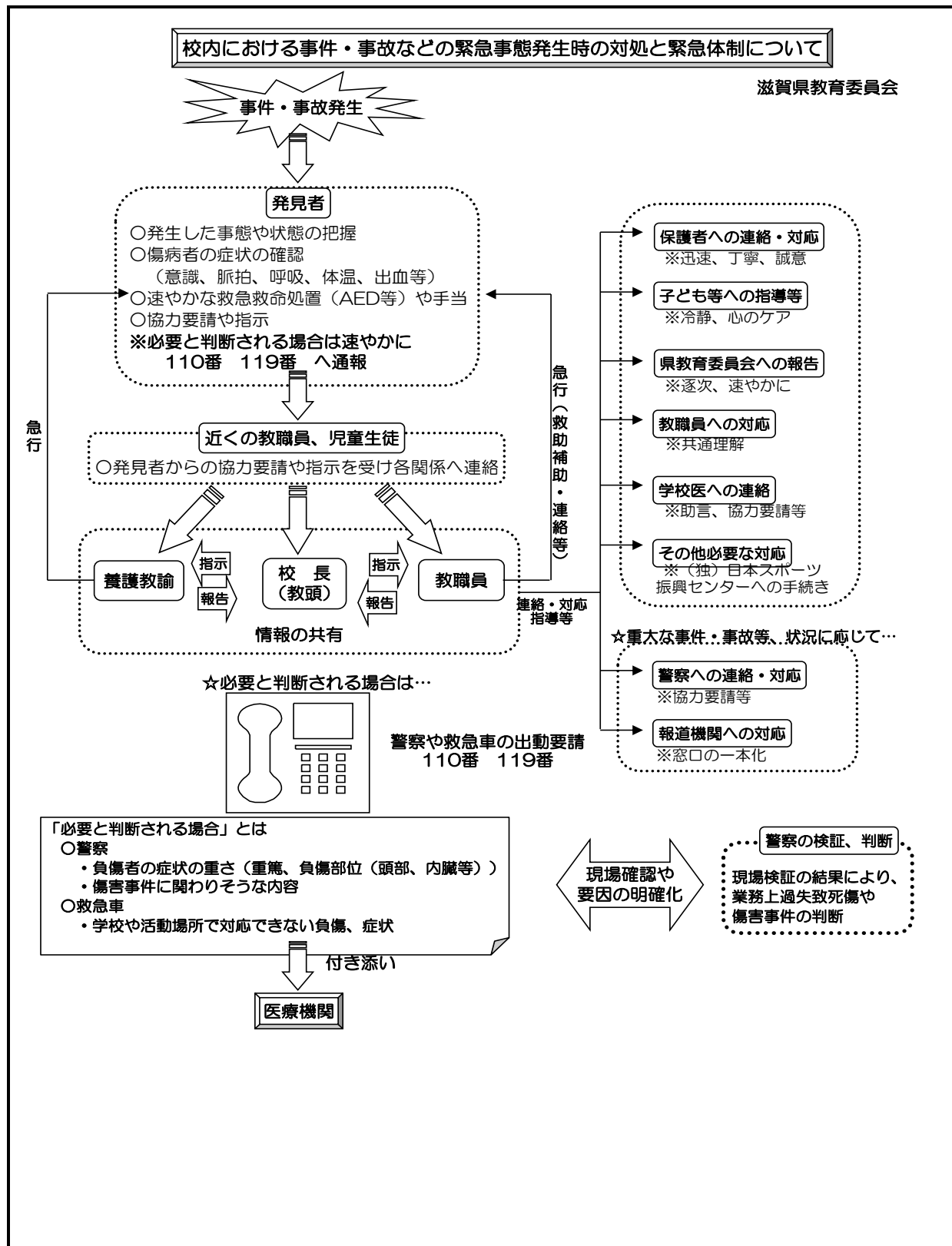
安全指導・安全管理のポイント

- ▶ 生徒の日常の健康観察・健康診断の結果の把握
- ▶ 緊急時の連絡体制の確立
- ▶ 適切な活動時間・活動量の設定
- ▶ 安全に活動できる服装・用具の選定
- ▶ 施設設備の整理整頓
- ▶ 活動場所の広さ、衛生面の配慮
- ▶ 天候や気象を考慮した指導

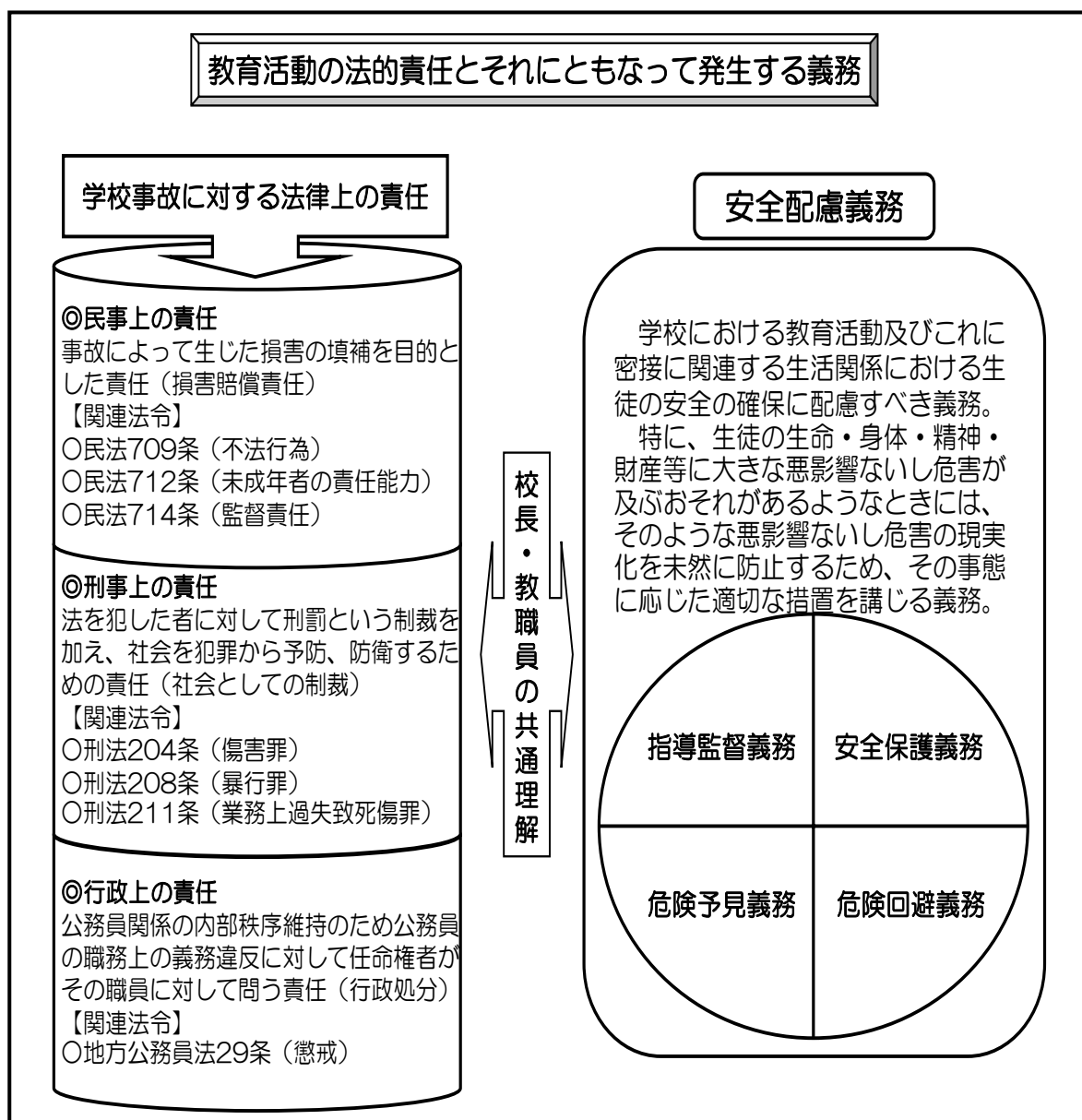
資 料

1	緊急事態発生時の対処と緊急体制について・・・・・・・・・・	20
2	教育活動の法的責任と義務・・・・・・・・・・	21
3	熱中症予防について・・・・・・・・・・	22
4	落雷事故の未然防止について・・・・・・・・・・	24
5	通知文等	
	◎運動部活動の指導関係	
	・ 中学校、高等学校における運動部活動の指導について (昭和32年 5 月 16 日) ・・	25
	・ 運動部活動の指導について (平成21年 8 月 7 日) ・・	27
	◎運動部活動の引率関係	
	・ 運動部活動等における児童生徒の引率について (平成 2 年 12 月 13 日) ・・	28
	・ 部活動に係わる保護者会等のマイクロバスの利用について (平成14年 3 月 8 日) ・・	29
	・ 運動部活動等における教職員私有車による児童生徒の同乗引率の禁止 について (平成25年 7 月 16 日) ・・	30
	・ 旅客運送無許可バスの利用禁止の徹底について (平成29年 7 月 12 日) ・・	31
	◎国民体育大会関係	
	・ 中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について (平成20年 12 月 26 日) ・・	33
	◎健康管理関係	
	・ 「学校給食における食中毒発生対応マニュアル」の送付について (平成21年 5 月 15 日) ・・	36
	・ 熱中症事故の防止について (平成30年 5 月 17 日) ・・	37
	◎部活動に関わる会計関係	
	・ 教職員の綱紀の粛正と服務規律の確保について (平成23年 5 月 2 日) ・・	38
	◎運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン関係	
	・ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部 活動の適切な運営等に係る取組の徹底について (平成30年 3 月 26 日) ・・	40
6	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年3月スポーツ庁)	
7	運動部活動での指導のガイドライン (平成25年 5 月文部科学省)	

1 緊急事態発生時の対処と緊急体制について



2 教育活動の法的責任と義務



3 熱中症予防について

●熱中症は予防できる！－熱中症予防の原則－

1 環境条件に応じて運動する（「熱中症予防のための運動指針」を参照）

学校の管理下における熱中症の死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。暑い季節の運動は、なるべく涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩をとりましょう（目安は30分程度に1回）。

2 こまめに水分を補給する

暑いと汗をたくさんかきます。水分を補給しないと脱水状態となり、体温調節や運動能力が低下します。暑いときは、一人一人の状態に応じて、こまめに水分を補給しましょう。汗には塩分も含まれているので、0.2%程度の食塩水を補給します。市販のスポーツドリンク（多くは、塩分濃度0.1～0.2%）を利用するのもよいでしょう。補給する量は、汗をかいて失われた分を補給するのが望ましい形です。発汗量は個人差が大きいので、運動前後に体重を計って、水分補給の目安としましょう。



3 暑さに慣らす

熱中症の事故は、梅雨明けなどの急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生する傾向にあります。暑さに慣れるまでは（1週間程度）、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしいきましょう。

また、試験休みや病気の後など、しばらく運動をしなかったとき、合宿の初日などには、急に激しい運動をすると熱中症が発生することがあるので、注意しましょう。

4 できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける

暑いときには、軽装にして、素材も吸湿性や通気性のよいものを選びます。屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用し、暑さを防ぎましょう。防具をつけるスポーツ（剣道、アメリカンフットボールなど）では、休憩中に防具や衣服を緩め、できるだけ熱を逃がしましょう。



5 肥満など暑さに弱い人には特に注意する

暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識する必要があります。肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので、運動を軽くするなどの配慮をしましょう。

学校の管理下における熱中症死亡事故の7割以上は肥満傾向の人に起きており、特に注意が必要です。

また、体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症を発症しやすくなってしまいます。疲労、発熱、下痢など体調不良のときは、無理に運動をしない・させないことです。



★ 以上のポイントの前提として、体調が悪くなったらすぐに運動を中止し、適切な応急手当など必要な措置をとりましょう！

トピックス 体温調節について

深部の体温は、環境温度が変化しても一定に保たれるようになっています。これは、体内での熱発生と体表面からの熱放散が体温調節中枢によって平衡を保っているからです。暑いとき、熱放散は主に汗の蒸発によって行われていますが、湿度が高いと制限されてしまい、うつ熱（*）が起きやすくなります。運動時には、筋で大量の熱が発生するため、熱の放散が問題になります。激しい運動では、安静時の10～15倍の熱が発生しますが、これは、20～30分で体温を4℃上昇させる熱に相当し、熱放散が制限される条件下では、うつ熱が発生しやすくなるのです。高温環境下の運動は、大量の発汗が生じるため、水分を補給しないと脱水になると、脱水になると、循環が悪くなるため、熱放散の効率が低下し、さらにうつ熱が生じやすくなってしまいます。

*うつ熱：体内に熱が溜まること

参考 熱中症予防のための運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなる。特別な場合以外は運動は中止する。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いため激しい運動や持久走など熱負荷の大きい運動は避ける。運動する場合には積極的に休息をとり水分補給を行う。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり、水分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25	21	28	注意 (積極的な水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

WBGT(湿球黒球温度)

屋外: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

室内: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

○ 環境条件の評価はWBGTが望ましい。

○ 湿球温度は気温が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考にすること。

○ 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランクきびしい環境条件の注意が必要。

※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（財団法人日本体育協会）」

（引用文献『熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー』文部科学省、独立行政法人日本スポーツ振興センター）

●熱中症の応急措置

—あわてるな！されど急ごう応急措置—



異状の発生!!

熱中症は予防が大切です。
しかし、もし熱中症になってしまったら…。
万一の場合に備えて、応急手当や必要な
措置などを理解しておくことは大変重要
です！



涼しい場所に運び、衣服を緩めて寝かせる。

次のような症状がみられる場合は、速やかに必要な手当や措置をとる。

熱けいれん

大量の発汗があり、水の
みを補給した場合に血液
の塩分濃度が低下して起
こるもので、筋の興奮性
が亢進して、四肢や腹筋
のけいれんと筋肉痛が起
こる。

熱疲労

脱水によるもので、全身
倦怠感、脱力感、めまい、
吐き気、嘔吐、頭痛など
が起こる。頻脈、顔面蒼
白となる。体温の上昇は
顕著ではない。

熱射病（重症）

体温調節が破綻して起こり、
高体温で種々の程度の意識障
害が起こる。足がもつれる・
ふらつく・転倒する、突然座
り込む・立ち上がれない、応
答が鈍い、意識がもうろうと
している、言動が不自然など
少しでも意識障害がある場合
には、熱射病を疑う。

生理食塩水を補給する。

(0.9%食塩水
= 1ℓの水に9gの
食塩水)



水分を補給する。

(0.2%食塩水ある
いはスポーツ
ドリンク等)



回復しないときは
救急車を要請!!



回復!!

※ 回復した場合も、容態が急変
することがあるので、運動は中
止し、保護者に経過を説明して、
できるだけ病院等に受診させる
ようにしましょう。

足を高くして寝かせ、
手足を末梢から中心部
に向けてマッサージす
るのも効果的

回復しないときは
救急車を要請!!



病院へ!!

吐き気や嘔吐などで水分補給ができな
い場合は、病院へ運び点滴を受ける必
要があります。



すぐに救急車を要請し、
同時に応急手当を行う。



救急車到着までの間、積極的に体
を冷やす。

☆ 水をかけたり、
濡れタオルを
当てて扇ぐ。



One Point!!

上記に加えて、氷やアイスバックがあれば、
頸部、脇の下、
足の付け根などの
大きい血管を冷や
すのも効果的!



※ できるだけ迅速に体温を下げ
ることができれば、救命率が上
がります!!



病院へ!!

体を冷やししながら、設備や
治療スタッフが整った集中
治療のできる病院へ一刻も
早く搬送しましょう!!

(引用文献『熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー』 文部科学省、独立行政法人日本スポーツ振興センター)

4 落雷事故の未然防止について

落雷事故を未然にふせぐために

気象情報の収集が避雷対策の出発！(前日から気象情報に注意)

雷の危険性

◇雷の電流は、一般家庭の数百～数万倍

◇雷の直撃を受けると80%が死亡

雷の発生・接近

◎雷鳴が聞こえたら
または
◎頭上で急に発達した黒雲

雷の発生・接近を知るには！

※ AMラジオの活用

50kmほど離れた雷からカリカリ
という雑音をキャッチ

直ちに安全な場所に

避難・待機



【運動場やプールにいるとき】
校舎・体育館など

【校外にいるとき】
バス・電車・鉄筋コンクリート建築など

雷雲が遠ざかり、雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいは安全な場所で待機

気象台等からの情報収集

緊急避難的な場所(落雷を受ける確率はゼロにはならない)

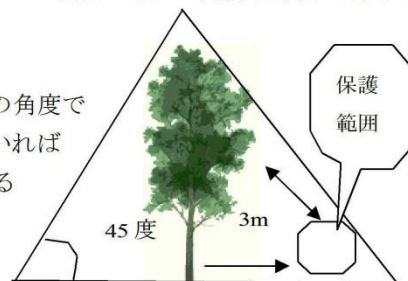
◇橋の下、避雷針あるいは高い物体の保護範囲内は、緊急避難的な場所として活用できるが、落雷を受ける確率はゼロにはならない。

◇保護範囲(右図参照)

高さ5m以上30m以下の高い物体に対し、木の一番高い部分を45度の角度で見上げた範囲内かつ、その物体から3m以上離れた場所でしゃがんでいれば比較的安全である。(木の一番高い部分までに、途中に枝・葉がでている場合は、その枝・葉からも3m離れる)

【注意】木・柱の真下には行かない。側撃の可能性あり

※側撃(落雷を受けた物体から放電を受けること)



情報収集について

◇大阪管区気象台 <http://www.osaka-jma.go.jp/>

◇日本気象協会 <http://tenki.jp/>

◇ウェザーニュース <http://weathernews.jp/thunder/>

※雷に関する防災気象情報は「注意報」までしかない(「警報」はない)

(引用文献『雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版』監修：日本大気電気学会)

文初中第275号
昭和32年5月16日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事 殿
各附属学校をもつ国立学校長
各国立高等学校長

文部省初等中等教育局長

中学校、高等学校における運動部活動の指導について（通知）

運動部の指導は、学校教育の一部として、生徒の正常な身体的発達を図るとともに責任、協力、慣用、明朗などの望ましい態度、習慣の育成をめざして行われるべきものであるが、最近運動部に属する生徒の暴力的な行動や不良行為が一部に起こっていることは、まことに遺憾であります。

これについては、学校における生徒指導や特別教育活動一般の問題として検討し、指導の強化を図る必要があるが、この際学校における運動部活動の指導について下記事項に留意され運動部の運営が、単に生徒の自主的活動に放任されることなく、学校教育の一部として十分な指導が行われるよう、御配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会および学校に対し、この通達の周知徹底方についてよくお取り計らい願います。

記

- 1 運動部の活動は、学校教育活動の重要な場であることから、校長は、生徒の自主的活動が健全に行われるよう、運動部長や種目別各部の担当教員などを監督して、その指導の万全を図ること。
- 2 校長の特に留意すべき点
 - (1) 運動部の技術的コーチを教職員以外に求める場合には、その人の人格が生徒に与える影響の大きいことを考え、教育に対して理解と識見をそなえた人を校長の責任において委嘱すること。
 - (2) 経済的な協力を先輩や後援会などの外部から受けた場合でも、そのことのために運動部の正常な運営がゆがめられたり、対外運動競技への参加が強制されることのないよう配慮すること。

- (3) 運動部の先輩や後援会などが、対外運動競技の場合に行きすぎた激励や応援を行って、生徒に悪い影響を与えないように配慮すること。
- (4) 生徒を対外運動競技に参加させる場合は、「学校対外運動競技の基準」（昭和32年5月15日文初中第249号文部事務次官通達）によること。
- (5) 運動選手に対し、試験を免除したり、採点を加減するなど、一般の生徒と差別のある取扱をしないこと。

3 運動部長の特に留意すべき点

- (1) 運動部長は、種目別の各部の活動全体について掌握し、学校全体の行事や活動との調整を図ること。
- (2) 運動部長は、施設用具などが選手のみに独占されることのないように指導すること。

4 種目別各部の担当教員の特に留意すべき点

- (1) 種目別の各部の担当教員は、単に名目だけでなく、たえず部の活動全体を掌握して指導監督に当ること。
- (2) 生徒が運動部に入部あるいは退部する場合は、種目別の各部の担当教員は、本人の意思、健康などを十分に考慮し、ホームルーム教師や父兄とも連絡して、適切な措置と指導をすること。
- (3) 運動部の運営が対外運動競技における勝利のみを目標とし、あるいは部の団結を重視するあまり、上級生が同僚や下級生に能力をこえた練習を強いたり、さらに、暴力的な行動にまで及ぶことのないよう十分指導すること。
- (4) 運動部の練習については、生徒の健康や学業を十分に考慮するとともに、できるだけ短時間に練習効果のあがるように指導すること。

5 合宿練習の指導において特に留意すること

- (1) 合宿の生活においては、教師は必ず寝食をともにして監督し、その生活がとにかく運動練習のみに偏りがちであるので、運動練習以外の生活においても、学習その他について自主的に計画を立てるよう指導し、日々の生活が規則正しく行われるよう配慮すること。
- (2) 合宿生活は、ややもすると、飲酒、喫煙、その他好ましくない遊びや集団的な非行の機会になりがちであるから、教師は常に生徒の行動を確実に把握してその生活全般にわたる指導に留意すること。
- (3) 合宿練習は、通常の場合の練習と異なって、練習時間や練習量が多く、生徒は心身ともに疲労を増してくるので、教師は個々の生徒の健康や衛生に留意し、病気になったり、傷害を起こしたりするものでないよう注意すること。

滋 教 委 ス 第 7 2 6 号
平成21年（2009年）8月7日

各市町教育委員会教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課長

運動部活動の指導について（通知）

平素は、本県学校教育の推進に対してご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、過日、県内の学校において、柔道部の練習中に生徒が重体に陥る事故が発生しました。

運動部活動の指導については、「運動部活動の指導について（平成14年1月）」の趣旨を踏まえ、各学校の実情や生徒の発達段階に応じた適切な指導を行う旨通知しているところですが、引き続き、下記事項に留意の上、事故等の防止について万全を期するようお願いいたします。

なお、市町教育委員会におかれましては、貴管内の各学校へ趣旨の徹底を図られますようお願いいたします。

記

- 1 生徒の発育・発達段階に応じた練習計画のもとで指導することはもとより、事故防止の観点から安全面について十分に配慮すること。
- 2 活動の目標や内容等については、保護者の理解を得るとともに、連携を密にすること。
- 3 生徒の事故や負傷等に対し、迅速かつ適切な処置・対応となるよう「緊急時マニュアル」等を見直し、教職員への徹底を図ること。
- 4 施設・設備の安全点検を定期的に行うこと。
- 5 熱中症や落雷事故の防止についても十分に留意すること。

市町村教育委員会教育長

殿

県立学校長

滋賀県教育委員会

教育長 西池 季節

運動部活動等における児童生徒の引率について（通知）

平素は青少年の健全育成、とりわけ運動部活動を通じて、体力の増進・競技力の向上・精神力の高揚等にご尽力いただき感謝申し上げます。

その方策として、対外的な試合や練習に児童生徒を引率参加させる機会が増加しており、その引率に苦慮されておられることと存じますが、最近、教員の私有車による児童生徒の同乗引率中の事故が何件か発生しました。

幸いにいずれも軽微で大事にいたりませんでした。死亡等大事故の発生する慮は多分にあります。

かねてより、指導を依頼しておりますように、教員の私有車に児童生徒を同乗させることは、緊急やむを得ない場合を除いて、厳しく禁止しているところであります。

貴職におかれましても、下記の事項を周知徹底し、このような事故が再発することのないようご指導をお願いします。

記

部活動における校外活動引率指導について

- 1 校外での活動は、必ず事前に校長に届け出、承認を得ること。
- 2 校外活動の引率については、安全確保に努め徒歩、自転車、公共交通機関を利用し、必ず指導教員が引率すること。
- 3 私有車等教職員の運転する車に児童生徒を同乗引率することは認めないこと。
- ※ 県立学校において、私有車の公務使用届により認めていますが、これは「不便地通勤・出張や、多量の荷物運搬等に要するため」のもので、児童生徒の同乗を認めたものではないので、誤解のないよう指導されたい。
- ※ 校長が緊急やむを得ないと判断した場合のみ使用を認める。

一般留意事項

- 1 安全を重視する。特に交通規則を遵守し、事故の防止に努めること。
- 2 不幸にして事故の発生した場合には、早急に対応し、関係機関への連絡を速やかに行うこと。
- 3 県立学校に勤務する教職員は、昭和53年3月17日付け滋教委教第140号により、校長に公務使用私有車の承認を受けておくこと。

滋 教 委 学 第 3 8 6 号
滋 教 委 保 第 5 3 5 号
平成14年（2002年）3月8日

県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局
学 校 教 育 課 長
保 健 体 育 課 長

部活動に係わる保護者会等のマイクロバスの利用について

平素は、部活動を通じて、生徒の能力・適性の伸長と「生きる力」を育成するため、ご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、部活動における校外活動引率指導については、別添のとおり平成2年12月13日付け滋教委保第1397号「運動部活動等における児童生徒の引率」（通知）により指導をお願いしているところです。

しかし、近年、保護者の部活動に対する関心が高くなり、生徒の活動を支援するために、マイクロバスを利用した保護者等の運転による生徒の輸送が見受けられます。

このことについて、生徒の安全確保に係わって格別のご配慮をいただいていることと思いますが、さらに下記事項にご留意され、ご指導くださいますようお願いいたします。

なお、部活動における生徒の引率指導については、これまでどおりの指導をお願いします。

記

- (1) 運転者は大型免許取得者で相当の運転経験がある教職員以外の保護者・後援会の者や大型運転2種免許取得者であることなど、安全運転に十分な配慮がなされていること。
- (2) 運転前後等には必要な点検等を実施するとともに、長距離または深夜におよぶ運行はしないようにし、万一長距離運行をしなければならない場合は複数の運転者で運行するなど、運転者が無理をせず安全に運行できるよう万全の配慮がなされていること。
- (3) 車両は保護者会・後援会、その他これらに準ずる団体の所有するもの、またはレンタカー（車両番号が「わ」ナンバーのもの）などで、道路運送車両法に基づき十分な管理がなされており、万一の事故等に備え、任意保険に加入するなど十分な安全性が確保されていること。
- (4) 必要な場合、教師（顧問）も同乗し生徒の指導をするとともに、安全運行に協力すること。

滋 教 委 教 第 1 2 6 3 号
滋 教 委 学 第 1 6 3 5 号
滋 教 委 ス 第 6 3 2 号
平成 2 5 年（ 2 0 1 3 年） 7 月 1 6 日

各市町教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様

滋賀県教育委員会教育長 河原 恵
(公 印 省 略)

運動部活動等における教職員私有車による児童生徒の同乗引率の禁止
について（通知）

本年 1 月に、県立高校の教員が、運動部活動の県外遠征時に生徒から経費を徴収し、私有車で生徒を引率していた事案が発生し、新聞にも報道されました。

教職員私有車による児童生徒の同乗引率については、平成 2 年 1 2 月 1 3 日付け教育長通知により、禁止しているところではありますが、今回の事案を受けて行った調査結果から同様の事案が判明したことは大変遺憾であります。

私有車に生徒を同乗させた際に起きる交通事故の可能性や危険性、事故を起こした時の重大性を踏まえ、運動部活動等における教職員私有車による児童生徒の同乗については、下記に示した事例を除き、厳しく禁止されていることを再度確認するとともに、所属教職員に周知し指導の徹底を図るよう通知します。

記

- ◆ 児童生徒の生命に危険が及ぶような状況で緊急やむを得ない場合

滋 教 委 教 第 1059 号
滋 教 委 高 第 628 号
滋 教 委 幼 小 中 第 507 号
滋 教 委 保 第 375 号
平成 29 年(2017 年) 7 月 12 日

各県立学校長 様

教育委員会教育長
(公 印 省 略)

旅客運送無許可バスの利用禁止の徹底について (通知)

マイクロバスを利用した校外活動の引率については、児童生徒の安全確保に関わって、従前から注意を喚起してきたところです。しかしながら、今回、無許可で旅客自動車運送事業を営んでいた県内のレンタカー会社が、道路運送法違反により書類送検され、県内の中学校や高等学校で同社の「旅客運送無許可バス」(運転手付き白ナンバーレンタカー)を利用していた事実が明らかになりました。

いわゆる「白バス営業」のレンタカー業者のバス等を利用することは、道路運送法に違反する行為を助長するものであり、事故につながる危険性や事故発生時の補償等、多くの問題が内在しています。また、「旅客運送無許可バス」による営業は違法行為であり、これを利用することは、法令遵守が求められる公務員としてあってはならないことです。

ついては、今回の事件を契機として、各学校においては、生徒を引率する際の交通手段等を把握、点検するとともに、所属職員が「旅客運送無許可バス」の利用を行うことのないよう指導の徹底をお願いします。

滋 教 委 教 第 1 0 5 9 号
滋 教 委 高 第 6 2 8 号
滋 教 委 幼 小 中 第 5 0 7 号
滋 教 委 保 第 3 7 5 号
平成 29 年(2017 年) 7 月 12 日

各市町教育委員会教育長 様

教育委員会教育長
(公 印 省 略)

旅客運送無許可バスの利用禁止の徹底について（通知）

マイクロバスを利用した校外活動の引率については、児童生徒の安全確保に関わって、従前から注意を喚起してきたところです。しかしながら、今回、無許可で旅客自動車運送事業を営んでいた県内のレンタカー会社が、道路運送法違反により書類送検され、県内の中学校や高等学校で同社の「旅客運送無許可バス」(運転手付き白ナンバーレンタカー)を利用していた事実が明らかになりました。

県教育委員会では、この事件を契機として、県立学校を対象に別添写しのとおり「旅客運送無許可バスの利用禁止について（通知）」を発出しましたので、参考までに送付します。

貴教育委員会におかれましても、管内小中学校で所属職員が「旅客運送無許可バス」の利用を行うことのないよう、指導の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

滋 教 委 ス 第 1 1 6 8 号
平成20年（2008年）12月26日

各市町教育委員会教育長 様

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課長

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり文部科学省スポーツ・青少年局長より通知がありました。

つきましては、貴管内各中学校長に対し周知くださるようお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

滋 教 委 ス 第 1 1 6 8 号
平成20年（2008年）12月26日

各 県 立 中 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課長

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり文部科学省スポーツ・青少年局長より通知がありましたのでご承知おきください。

(写)

20諸文科ス第398号
平成20年12月18日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
附属中学校を置く各国立学校法人学長

文部科学省スポーツ・青少年局長
山 中 伸 一

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（通知）

このことについては、平成18年12月20日付け18文科ス第375号により通知しているところですが、このたび、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が標記のことについて協議した結果、別紙に改めることとし、第64回国民体育大会（平成21年）から実施されることとなりましたので通知します。

については、都道府県教育委員会におかれては、管内の各市（区）町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の私立学校に対して、国立大学法人におかれては、附属学校に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、中学生の参加を認める範囲の拡大については、今後も文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が、計画的・継続的に協議することとしている旨、申し添えます。

(別紙)

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について

1 対象競技

競 技	種 目	種 別	備 考
水 泳	競技	少年 B	第49回から実施
スケート	フィギュア	少年	
体 操	体操競技	少年	
陸上競技		少年 B	
カヌー	ワイルドウォーター	男子	第61回から実施
	スラロームレーシング	女子	
	フラットウォーター	少年	
ゴルフ		少年男子 女子	
サッカー		少年男子 女子	
卓球		少年	
テニス		少年	
ボウリング		少年	
ソフトテニス		少年	第62回から実施
フェンシング		少年	
アーチェリー		少年	第63回から実施
スキー		少年	
セーリング		少年	
馬術		少年	
水泳	飛込	少年	第64回から実施
スケート	シンクロナイズドスイミング	少年女子	
山岳		少年	

2 参加学年 第3学年

滋 教 委 ス 第 4 1 3 号

平成 21 年 (2009 年) 5 月 15 日

各市町教育委員会教育長 様
学校給食実施県立学校長 様
県 立 中 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課長
(公 印 省 略)

「学校給食における食中毒発生対応マニュアル」の
送付について

平素は、安全かつ安心な学校給食の実施にご配慮いただきありがとうございます。

このたび、学校給食法が一部改正(平成 21 年 4 月 1 日施行)されたことに伴い、本県において平成 10 年 8 月に作成しました「食中毒発生対応マニュアル」を見直し、一部を改正しました。

今回の改正は、最近の食中毒の主流であるノロウイルスによる集団感染を防ぎ、関係機関との連携により早急な対応ができるよう各種様式の整備を図り、各学校における危機管理対応の措置を講ずるものです。

なお、学校給食が原因であるとは判断できない感染症や、教科等の学校教育活動において食中毒発生の疑いが生じた場合にも、本マニュアルに準じて対応していただくようお願いします。

つきましては、改正の趣旨をご理解の上、各市町教育委員会におかれては、管内の小・中学校および共同調理場に増刷し配布いただくとともに、内容の周知、徹底をお願いします。

また、本マニュアルを当課のホームページ上で閲覧および報告様式をダウンロードしていただけるよう対応しますので、ご活用ください。

市町教育委員会学校安全主管課長 様
県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局保健体育課長

熱中症事故の防止について（依頼）

平素は、学校安全の推進につきまして御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成30年 5 月15日付け30初健食第 4 号にて、文部科学省
初等中等教育局健康教育・食育課長より別添のとおり依頼がありました。

熱中症の防止については、例年、各学校・園において御対応いただいているところですが、別添にありますとおり、学校の管理下における熱中症事故は依然として発生しており、生徒が死亡する事案も生じています。また、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部以外の部活動や屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生している状況にあります。

つきましては、以下の参考資料や添付文書等を参考に、熱中症の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

市町教育委員会におかれましては、管内学校・園へ周知いただきますようお願いいたします。

【参考資料】

〔環境省〕

- ・環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・熱中症 環境保健マニュアル2018（平成30年 3 月 ダウンロード可）
※冊子については、5 月下旬から順次発送予定
- ・熱中症～ご存じですか？予防・対処法～（平成30年 3 月 ダウンロード可）
- ・熱中症～思い当たることはありませんか？～（平成30年 3 月 ダウンロード可）

〔日本スポーツ振興センター〕

- ・熱中症を予防しよう！ー知って防ごう熱中症ー（平成26年 3 月 ダウンロード可）
- ・あついな～とおもったら（幼稚園・保育所等・小学校低学年向け 平成30年 5 月
ダウンロード可）
- ・熱中症を予防しよう（小学校中学年・高学年向け 平成30年 5 月 ダウンロード可）
- ・熱中症は中学生・高校生の部活動中に多く発生しています！/夏が来る前から熱中症は発生しています！（中学校・高等学校向け 平成30年 5 月 ダウンロード可）

〔文部科学省〕

- ・「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは（熱中症から子どもを守る）」（小学校教職員用研修DVD 平成21年 3 月）

滋教委教総第 559 号
滋教委教第 627 号

平成 23 年(2011 年) 5 月 2 日

各県立学校長様

教育委員会教育長末松史彦
(公印省略)

教職員の綱紀の粛正と服務規律の確保について (通知)

教職員の公務員倫理に基づく厳正な綱紀の保持と服務規律の確保については、機会あるごとに注意を喚起し、指導の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、この度、県立学校の教諭が、部活動にかかる生徒・保護者からの預かり金を不適切に管理し、私的に流用したため、懲戒免職処分を受けるという不祥事が発生しました。教育活動の一環である部活動に関してこのような不祥事が発生したことは、教育公務員としての本質にもとるものであり、これにより県民の公教育に対する信頼を著しく損なうこととなったことは、誠に遺憾であります。

部活動にかかわる会計については、可能な限り「学校徴収金の取扱に関するガイドライン」(平成 23 年 2 月 18 日付け滋教委教総第 150 号通知)に沿って処理をすることになっています。今回の不祥事を受け、部活動にかかる徴収金の管理が適切に行われているか別紙 1 により再度点検し、その結果について別紙 2 により 5 月 31 日(火)までに教職員課へ報告願います。また、校内研修会を開き、全教職員に対して改めて別紙 3 に基づき部活動に係る経費が適切に会計処理されるよう指導願います。

あわせて、教育活動全般に係る学校徴収金についても、ガイドラインを周知徹底していただき、適切な会計処理がされるよう指導願います。

教育に携わるすべての者が、自らの職責の大きさを顧み、教職員一人ひとりが、かかる不祥事を我が事として真摯に受けとめなければなりません。このためには、個々の倫理観の高揚を図るとともに、教育者としての自己の在り方を、私生活も含め厳しく問いかける必要があります。

今一度、県下の公教育に携わるすべての教職員が、深い自省と自戒をもち、児童生徒、保護者、県民の信頼に応えられるよう、指導の徹底をお願いします。

[別紙3]

部費等の取扱いについて

学校徴収金以外の各部が単独で徴収している部費等の管理についても、可能な限り「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン」に沿って会計処理を行うことが必要です。

会計処理に当たっては、以下の点に特に留意して、計画的に収支を執行するとともに、保護者等の信頼を損なうことのないよう、明確かつ適正な管理に努めてください。

記

1 部費の徴収について

(1) 徴収金額を決定するにあたっては、前年度の実績や次年度の部員数、活動計画等をふまえ徴収金額を見直す等の工夫を常に行い、保護者等に余計な負担をかけないようにすること。

(2) 部費を徴収する場合は、領収書等を発行するなど入金状況が明確になるようにすること。

2 部費の管理について

(1) 部費を徴収する場合は、専用の預金通帳を作成すること。その際、通帳名義の代表者と会計担当者は別の人物とすること。

(2) 徴収した部費は、金融機関に預けて保管すること。また、預金通帳や、現金をやむを得ず一時的に校内に保管する場合は、事務室等の金庫に保管すること。

(3) 部費に係る出納簿を作成し、日頃から会計の処理内容を明確にするとともに、関係証拠書類等の整理を行っておくこと。なお、部費の支出に当たっては、必ず領収書等支出を証明する書類を徴取し、保存しておくこと。

3 会計報告について

(1) 少なくとも年1回は保護者に対し監査を伴う会計報告を行うこと。

(2) 監査は会計担当者以外の者が行うこと。

(3) 会計報告を行う際、管理職の承認を得ること。

(4) 保護者に配付する会計報告書を、学校としてまとめて保管すること。

29ス庁第649号

平成30年3月19日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属中学校，附属高等学校，附属中等教育学校
又は附属特別支援学校を置く国立大学法人学長 殿
附属中学校，附属高等学校又は附属特別
支援学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長

今里 譲

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

高橋 道和

(印影印刷)

文化庁次長

中岡 司

(印影印刷)

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び
運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（依頼）

スポーツ庁では，この度，生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち，地域や学校の実態に応じて，運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう，標記ガイドライン（別添1）を策定しました。

中学校及び高等学校（義務教育学校後期課程，中等教育学校並びに特別支援学校中学部及び高等部を含む。以下「中学校等」という。）における運動部活動については，これまでも適切な指導をお願いしてきたところですが，中学校等における運動部活動が，生徒がスポーツに親しむ基盤として，今後も持続可能なものとなるよう，特に下記の事項に十分留意の上，本ガイドラインに則り，適切な対応をお願いします。

このことについて，都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては，域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の中学校等に対して，都道府県知事に

おかれては、所轄の学校法人及び当該法人が設置する中学校等に対して、国立大学法人及び公立大学法人におかれては、附属の中学校等に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した中学校等に対して、速やかに周知の上、必要に応じて支援、指導及び助言くださるよう、また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いします。

記

1 運動部活動の方針の策定等について

都道府県にあっては、「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者にあっては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長にあっては、「学校の運動部活動に係る活動方針」を速やかに策定願います。

なお、既にこうした運動部活動の方針等がある場合には、本ガイドラインに則ったものとなるよう改めて検討いただき、必要に応じて改訂願います。

2 運動部活動に係る活動計画等の作成及び公表について

中学校等においては、学校の運動部活動に係る活動方針並びに年間及び月間の活動計画等について、学校のホームページに掲載等により公表願います。

3 本ガイドラインの適用状況に関するフォローアップについて

スポーツ庁では、本ガイドラインの適用状況を把握するため、特に上記1及び2に関し、定期的にフォローアップ調査を実施することとしていますので、御協力くださるようお願いします。

4 教師の運動部活動への関与について

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」（別添2）を踏まえ、適切に対応するようお願いします。

5 公立の義務教育諸学校に係る教師に支給される部活動指導手当の支給基準について

公立の義務教育諸学校に係る教師に支給される部活動指導手当については、地方公務員法第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条に定めるところにより、各都道府県又は指定都市の条例等において支給要件や手当額を定めるものです。部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の特殊勤務手当の算定基準は、土日4時間程度の勤務を前提に3,600円と示していますが、これは、国庫負担金算定にあたり土日4時間以上行わないと部活動指導手当を支給しないという趣旨ではなく、現在でも、各自治体の実態に応じて、「土日2時間以上4時間未満」や「土日3時間程度」など、「土日4時間程度」以外にも様々な基準を設定していると

ころです。都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、今後策定する「運動部活動の在り方に関する方針」等も踏まえて部活動指導手当の支給基準の時間の区分も見直すなど、柔軟に対応願います。

なお、平成31年度義務教育費国庫負担金の特殊勤務手当の算定基準については、今後、本ガイドラインを踏まえて検討してまいります。

6 文化部活動について

本ガイドラインの趣旨の他、本ガイドライン中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、文化庁において、平成30年度に「文化部活動の在り方に関する有識者会議」を設置し、文化部活動の在り方に関して議論し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」の策定を進める予定です。

別添 1 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）

別添 2 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）

【本件に関するお問合せ先】

文部科学省代表電話 03-5253-4111

（本ガイドラインの内容に関すること）

スポーツ庁政策課学校体育室

運動部活動推進係（内線3777）

（「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」に関すること）

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教育公務員係（内線2588）

（部活動指導手当に関すること）

文部科学省初等中等教育局財務課

給与予算・総括係（内線2353）

（文化部活動に関すること）

文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室

国民文化祭担当（内線2832）

滋 教 委 教 第 7 1 2 号
滋 教 委 幼 小 中 第 1 7 9 号
滋 教 委 保 第 9 9 号
平成 30 年(2018 年) 3 月 26 日

県立学校長 様

教育委員会教育長

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（依頼）

このことについて、平成 30 年 3 月 19 日付け 29 ス庁第 649 号でスポーツ庁次長、文部科学省初等中等教育局長、文化庁次長より別添のとおり依頼がありました。

つきましては、運動部活動が生徒のスポーツに親しむ基盤として、今後も持続可能なものとなるよう本ガイドラインに則り、適切な対応をお願いします。

また、本依頼に係る対応については、下記の事項に御留意いただきますようお願いします。

記

1 運動部活動の方針の策定等について

本県のガイドラインとなる「運動部活動の指導について」は、早急に改訂を行います。
※平成 30 年 1 月に示しました「学校における働き方改革取組方針」では週休日等の活動時間の設定を「概ね 4 時間以内」としていますが、今回の改訂では国のガイドラインを基本として見直しを進めていく予定です。

2 教師の運動部活動への関与について

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 3 月 2 日付け滋教委教第 633 号）および「学校における働き方改革取組方針（平成 30 年 1 月 31 日付け滋教委教第 111 号）」を踏まえ適切に対応いただきますようお願いします。

3 県立学校の教員に支給される部活動指導手当の支給基準について

特殊勤務手当として支給される部活動指導に係る教員特殊業務手当（以下、「部活動指導手当」という。）については、現在のところ、その支給要件は「学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）にお

ける児童または生徒に対する指導業務で週休日等、4時間の勤務時間が割り振られた日その他人事委員会が定める日に行うもので、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き4時間程度（4時間以上）」であること」とされているため、留意願います。なお、今回の国からの依頼を踏まえて、今後本県においても、部活動指導手当の支給基準の時間区分を見直すなどの対応について、国や他の地方公共団体の見直し状況も踏まえて検討いたします。

4 文化部活動について

本ガイドラインの趣旨の他、本ガイドライン中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

滋 教 委 教 第 7 1 2 号
滋 教 委 幼 小 中 第 1 7 9 号
滋 教 委 保 第 9 9 号
平成 30 年(2018 年) 3 月 26 日

市町教育委員会学校体育主管課長 様

滋賀県教育委員会教育長

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の
適切な運営等に係る取組の徹底について（依頼）

このことについて、平成 30 年 3 月 19 日付け 29 ス庁第 649 号でスポーツ庁次長、文部
科学省初等中等教育局長、文化庁次長より別添のとおり依頼がありました。

つきましては、運動部活動が生徒のスポーツに親しむ基盤として、今後も持続可能な
ものとなるよう本ガイドラインに則り、適切な対応をお願いします。

また、市町教育委員会においては所管の中学校に対して周知が図られるように配意を
お願いします。

また、本依頼に係る対応については、下記の事項に御留意いただきますようお願いし
ます。

記

1 運動部活動の方針の策定等について

本県のガイドラインとなる「運動部活動の指導について」は、早急に改訂を行います。
※平成 30 年 1 月に示しました「学校における働き方改革取組方針」では週休日等の
活動時間の設定を「概ね 4 時間以内」としていますが、今回の改訂では国のガイド
ラインを基本として見直しを進めていく予定です。

2 教師の運動部活動への関与について

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び
勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 3 月 2 日付け滋教委教第 633
号）」および「学校における働き方改革取組方針（平成 30 年 1 月 31 日付け滋教委教第
111 号）」を踏まえ適切に対応いただくようお願いします。

3 公立の義務教育諸学校の教員に支給される部活動指導手当の支給基準について

特殊勤務手当として支給される部活動指導に係る教員特殊業務手当（以下、「部活動指導手当」という。）については、現在のところ、その支給要件は「学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、4時間の勤務時間が割り振られた日その他人事委員会が定める日に行うもので、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き4時間程度（4時間以上）」であること」とされているため、留意願います。なお、今回の国からの依頼を踏まえて、今後本県においても、部活動指導手当の支給基準の時間区分を見直すなどの対応について、国や他の地方公共団体の見直し状況も踏まえて検討いたします。

4 文化部活動について

本ガイドラインの趣旨の他、本ガイドライン中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

平成30年3月



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

目 次

前 文	… 1
本ガイドライン策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	… 5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 6
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 8
終わりに	… 8
○ 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）	…10
○ 参 考	
・ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）	…22
・ 中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成29年7月（抜粋）	…22
・ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト	…23
・ 部活動指導員に対する研修内容（例）	…24

前 文

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養^{かん}に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- スポーツ庁は、本ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修²を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

カ 都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」³を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等」「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 中央競技団体⁴は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。

イ 中央競技団体は、上記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る。

ウ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえ、以下を基準とする。

○ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 スポーツ競技の国内統括団体

5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 都道府県は、1（1）に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること⁶、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である⁷中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

6 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

7 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

8 団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更予定（2018年4月1日）。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 公益財団法人日本中学校体育連盟は、主催する学校体育大会について、4を踏まえ、単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

また、都道府県中学校体育連盟が主催する大会においても、同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

イ 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、地方公共団体や公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

運動部活動での指導のガイドライン

平成25年5月 文部科学省

1. 本ガイドラインの趣旨について	…11
2. 生徒にとってのスポーツの意義	…11
3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について	…11
4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項	…13

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

- ① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう …13
- ② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう …13
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう …14

実際の活動での効果的な指導に向けて

- ④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう …15
- ⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう …17
 - 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例 …18
 - 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例 …19
 - 有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例 …19
 - 体罰等の許されない指導と考えられるものの例 …20

指導力の向上に向けて

- ⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう …21
- ⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう …21

1. 本ガイドラインの趣旨について

- 運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。
- 本ガイドラインに記述する内容は、これまでに文部科学省が作成した資料（「みんなでつくる運動部活動」平成11年3月）等で掲げているもの、地方公共団体、学校、指導者によっては既に取り組んできたものもありますが、今後の各中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）での運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したものです。
- 本ガイドラインを踏まえて、各地方公共団体、学校、指導者（顧問の教員及び外部指導者をいう。以下同じ。）が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを期待します。

2. 生徒にとってのスポーツの意義

- スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について

① 運動部活動は学校教育の一環として行われるものです

- 現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示しています。

具体的には、中学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第7節保健体育で運動部活動について、高等学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第6節保健体育で運動部活動について、下記のとおり規定しています。

なお、学習指導要領にこのように規定されたことをもって、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとの部活動の性格等が変わるものではありません。

② 運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。
 - ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
 - ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・ 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。

③ 生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます

- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒等があります。

各地方公共団体、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれます。さらに学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望ま

れます。その際には、学校、地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、取り組むことが望めます。

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

- 運動部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要です。
校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。
- 目標、方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられます。
- 生徒に対しても、各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望めます。

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

- 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望めます。

② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

〈外部指導者等の協力確保、連携〉

- 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となることが効果的である場合も考えられます。
また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。
これらの外部指導者等の協力を得る場合には、学校の取組以外に、地方公共団体、関係団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得られる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要です。

〈外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備〉

- 運動部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要です。技術的な指導においても、必要なときには顧問の教員は外部指導者に適切な指示を行うこととして、指導を外部指導者に任せきりとならないようにすることが必要です。
- 外部指導者等は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取組を行うことが求められます。

③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

- 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。
各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。
この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。
- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。
また、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようになること、生涯にわたっ

てスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

〈年間の活動の振り返りと次年度への反映〉

- 組織的な教育活動として、目標を生徒に示して共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動が望まれます。

実際の活動での効果的な指導に向けて

④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉

- 運動部活動での指導の内容や方法は、生徒のバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえて、生徒に対する説明及び生徒の理解により行われることが必要です。

このため、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるように適切に伝えることが重要です。また、日常の指導でも、指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要です。

〈生徒が主体的に自立して取り組む力の育成〉

- 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる、また、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというような生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達の段階に応じて育成することが重要です。

教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのための言語活動の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組むことが考えられます。

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

- 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。

また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望まれます。

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。

- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもあり得ますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適當、不適切です。

生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意することが望まれます。

〈指導者と生徒の信頼関係づくり〉

- 運動部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となります。ただし、信頼関係があれば指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、決して許されません。

〈上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり〉

- 運動部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められます。

指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養^{かん}等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。

指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能を

もっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。

- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望めます。

⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。
- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望めます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を発表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた

児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））

- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）

（例）

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

**学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われる
と考えられるものの例**

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

- 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

- 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
(例)
 - ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

指導力の向上に向けて

⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉

- 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

事故防止、安全確保、生徒の発達の段階を考慮せず肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐことのためにも望まれます。

〈学校内外での指導力向上のための研修、研究〉

- 指導者は、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修、講習や科学的な知見、研究成果等の公表の場を積極的に活用することが望まれます。

地方公共団体、学校は、指導者のこれらの研修等への参加に際しての必要な配慮や支援が望まれます。

- 顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれます。

学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有していくことも望まれます。

⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

〈校長等の管理職の理解〉

- 運動部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、校長等の管理職は、学校組織全体での取組を進めるために、運動部活動の意義、運営や指導の在り方について理解を深めることが重要です。

〈運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得〉

- 指導者は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれます。

< 参 考 >

○ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）

第1章 総 則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2（略）

○ 中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成29年7月（抜粋）

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては、第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。(後略)

○ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト

(文部科学省)

- ▶ 学校における体育活動中の事故防止について(報告書) 平成24年7月
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

- ▶ 学校の管理下における事故の事例や統計情報等
 - ・ 学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点
 - ・ 学校の管理下の災害―基本統計―
<http://jpnsport.go.jp/anzen/home/tabid/284/Default.aspx>
- ▶ 学校における突然死予防必携
http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx
- ▶ 熱中症を予防しよう ―知って防ごう熱中症―
http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo//tabid/848/Default.aspx

○ 部活動指導員に対する研修内容（例）

学校の設置者等及び学校において実施する部活動指導員を対象とした研修の内容について、それぞれ以下に例を示す。

【学校の設置者等において実施する研修】

- ✓ 部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- ✓ 学校教育及び学習指導要領
- ✓ 部活動の意義及び位置付け
- ✓ 服務（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）
- ✓ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ✓ 顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有
- ✓ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ✓ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ✓ 生徒指導に係る対応
- ✓ 事故が発生した場合の現場対応
- ✓ 女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- ✓ 保護者等への対応
- ✓ 部活動の管理運営（会計管理等）

【学校において実施する研修】

- ✓ 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- ✓ 学校、各部が抱える課題
- ✓ 学校、各部における用具・施設の点検・管理

